

「市営住宅駐車場における月極駐車場及び時間貸駐車場等運営事業者募集案内書」に関する質疑への回答（令和6年1月18日）

NO	ページ	項目	質疑内容	回 答
1	P 4	4(3)カ	「月極駐車場等の運営実績を証する書類」は各年度の物件数と車室数を記載することで足りるでしょうか。その他記載すべき事項はありますか。	運営実績を証する書類を作成いただく場合は、各年度の物件数、車室数に加え、札幌市内の主な物件（区ごとに5件程度）について、所在地、店舗名及び台数を、記載してください。その際、月極駐車場と時間貸駐車場を分けて記載してください。 また、各年度の事業報告書等で、月極駐車場及び時間貸駐車場の運営実績が読み取れる場合は、その写しをご提出いただくことでも構いません。
2	P 6	9(3)	使用許可期間開始前の機器設置工事は認められますか？（1～2週間程度を想定）	使用許可期間開始前の機器設置工事は認められません。
3	P 8	9(10)イ	区域は単管等で区切ることで問題はないでしょうか。	使用許可をした区域とそれ以外の区域が明確に判別できるように設置していただくことが可能であれば、単管等で区切ることについては問題ございません。（例：単管柵で出入口以外の区域全体を囲う。）
4	P 8	9(11)エ	運営当初時間貸し区画と月極区画が混合する場合、運営内容を月極駐車場のみと変更する際に報告は必要でしょうか。	報告が必要です。報告の際には、配置図、設置機器の仕様及び月極駐車場の運営方法並びに設置する屋外広告物の内容、規格及び設置工法が分かるものを本市にご提出ください。